平成２９年第３回総会議事録

黒 石 市 農 業 委 員 会

議　　事　　録

1　開催日時　　平成２９年３月１７日（金）　午後１時１５分～午後１時５０分

2　開催場所　　黒石市役所　３階　庁議室

3　出席委員　　（１７人）

会　長	４番　木　立　康　行	
会長職務代理者	１番　工　藤　勝　彦	
委　員	２番　大　平　成　年	３番　長崎　小左エ門
	５番　工　藤　元　伸	６番　佐　藤　孝　文
	７番　東　　良　一	８番　髙　橋　　等
	９番　佐　藤　国　雄	１０番　古　川　繁　則
	１１番　佐　藤　秀　利	１２番　北　山　義　男
	１３番　佐　山　秀　夫	１４番　佐　藤　米　一
	１６番　渡　辺　金　光	１７番　猪　股　俊　策
	１８番　山　口　利　文	

4　欠席委員　　（１人）１５番　木　村　兼　作

5　議事参与の制限委員　（２人）　４番　木　立　康　行　　１１番　佐　藤　秀　利

6　付議案件

報告第　５号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第　６号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第　７号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の規定による通知書の受理について
議案第　９号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第１０号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第１１号　農用地利用集積計画の決定について

7　事務局職員

事務局長	佐　藤　久　則
事務局長補佐	千　葉　千加子
事務局長補佐	佐々木　聖　人
農地係長	福　士　博　幸
主事	山　口　みなみ

佐藤局長	会議が始まる前にご報告いたします。１５番木村兼作委員が入院中のため欠席です。 それでは、会議規則第４条の規定により、会長が議長となり、会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
議長	（開会のあいさつ） 黒石市農業委員憲章の唱和を工藤勝彦職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員憲章　一、農業委員は、（全員で唱和） ありがとうございました。
議長	ただいまから、平成２９年第３回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任委員１８人中、出席委員が１７人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、１６番渡辺金光委員、１７番猪股俊策委員にお願いします。書記には事務局の千葉補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配布しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第５号「農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告お願いします。
山口主事	報告第５号は、農地法施行規則第２１条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 平成２９年２月受理分は、相続が１０件、総面積１３０，８３８㎡、田が４３筆５９，１３６㎡、樹園地が２４筆７１，７０２㎡となっております。 以上です。
議長	次に、報告第６号「農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告お願いします。
山口主事	報告第６号は、農地法施行規則第６８条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 受付番号３番は、上十川字北原四番の田１，５４１㎡を借人の都合により平

	成２９年２月２０日に合意解約したものです。 受付番号４番は、小屋敷西の田３，９６４㎡を借人の都合により平成２９年２月２７日に合意解約したものです。 以上です。
議　　長	次に、報告第７号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告お願いします。
福士係長	報告第７号は、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第１４条第１項の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画の認可に係る通知書を受理したので報告するものであります。 別紙で説明いたします。 農地中間管理事業における農用地利用配分計画が平成２９年２月２４日付けで認可広告されました。 （１）使用貸借権設定の整理番号２８-１２５０番１件で、田２筆７１４㎡となっております。 以上です。
議　　長	以上で報告を終わります。 それでは、議案の審議に入ります。 議案第９号「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。事務局の説明お願いします。
山口主事	議案第９号は、農地法施行令第１条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 （１）使用貸借権設定です。 受付番号２番は、上十川字長谷沢二番囲の畑６，５０５㎡を解除条件付きで期間１０年で貸借するものです。現在、田舎館村へ畑５，９９９㎡を同時申請しております。 解除条件付き貸借についてですが、一般の貸借との違いとして、契約内容に解除条件が付されています。このことで、農地を適正に利用しない場合に契約を解除することができます。 なお、許可にあたって市に意見を求めることになっており、その結果、申請内容においては、農業上の適正かつ総合的な利用をする見地から問題がないと認められるため、意見等はないという回答があったことを報告します。 （２）所有権移転です。 受付番号５番は、柵ノ木四丁目の畑７１１㎡を経営規模拡大により所有権移転するものです。 受付番号６番は、沖浦字青荷澤の田、こちらは、現況は野菜畑です。２６６㎡を耕作便利により所有権移転するものです。 受付番号７番は、黒石字浄光寺の田１，３７４㎡を耕作便利により所有権移

	転するものです。 以上の申請につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議　　長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った１２番北山義男委員に報告をお願いします。
北山義男委員	今回申請があった農地について、去る３月７日、佐藤国雄委員、佐山秀夫委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 （１）の使用貸借権設定の受付番号２番は、一般法人が解除条件付きで、期間１０年で貸借するものです。特定貸付事業での貸借が期間満了となり、解除条件付きの貸借へ移行となります。現況はりんご畑で、引き続き同一の農業経営が行われます。 （２）の所有権移転の受付番号５番は、経営規模拡大による売買です。現況は野菜畑で、引き続き同一の農業経営が行われます。 受付番号６番は、耕作便利による売買です。現況は野菜畑で、申請地は所有権の移転を受ける者の所有する畑に隣接しており、権利取得後は一体で利用する予定です。 受付番号７番は、耕作便利による売買です。申請地は所有権の移転を受ける者の所有する田に隣接しており、権利取得後は一体で利用する予定です。 今回申請があった４件は、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用には影響ありません。 以上です。
議　　長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委　　員	「なし」の声
議　　長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議　　長	ご異議がありませんので、議案第９号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第１０号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。事務局の説明お願いします。
佐々木補佐	議案第１０号は、農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり許可申請

	書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容については、別紙で説明いたします。 受付番号１番の申請人は、記載のとおりです。土地表示は境松一丁目、登記地目は田、現況地目は畑、面積は５２㎡で、敷地拡張で露天駐車場として利用したいとのことです。 申請地の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内にある農地のうち、申請地から概ね３００m以内に鉄道の駅が存することから、第３種農地と判断され、転用については問題ないものと考えられます。 なお、申請地の詳細については、現地調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議　　長	それでは、聞き取り及び現地調査を行った１２番北山義男委員に報告をお願いします。
北山義男委員	今回５条申請があった土地について、去る３月７日、佐藤国雄委員、佐山秀夫委員、私と事務局を交えて、現地調査した結果を報告します。 受付番号１番は、敷地拡張のための申請であり、場所は、境松駅から東へ約３００m、旧農業試験場の跡地に位置しております。 申請内容等を審査した結果、譲受人の宅地の一部を黒石市が道路として使用していたことが分かったため、黒石市所有の農地を無償譲渡するとのことです。 土地利用計画から判断しても、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議　　長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委　　員	「なし」の声
議　　長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議　　長	ご異議がありませんので、議案第１０号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第１１号につきましては、１１番佐藤秀利委員と私が利用権の設定を受ける者となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席いたしますので、議長を工藤勝彦職務代理者にお願いします。 （佐藤秀利委員、木立康行会長、退室、工藤勝彦職務代理者、議長席に着く。）
議　　長 （職務代理者）	議案第１１号の審議終了まで議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

	それでは、議案第１１号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明お願いします。
福士係長	議案第１１号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、賃借権設定が１７件、所有権移転が５件です。 （１）賃借権設定です。 受付番号９番は、浅瀬石字川合、村元、中川字花岡、竹鼻字北野田の田４筆、合計１８，７０４㎡を１０年間、１０ａ当たり８，０００円で再設定するものです。 受付番号１０番は、中川字篠村、花岡の田２筆、合計１０，０６５㎡を５年間、１０ａ当たり８，０００円で経営規模拡大により新規設定するものです。 受付番号１１番は、馬場尻東の田３，６９８㎡を５年間、１０ａ当たり２２，０００円で再設定するものです。 受付番号１２番は、追子野木字長谷川の田３，１１２㎡のうち２，５００㎡を５年間、１０ａ当たり１０，０００円で再設定するものです。 受付番号１３番は、長崎二丁目、追子野木字長谷川の田５筆、合計５，５７５㎡を５年間、１０ａ当たり１０，０００円で再設定するものです。 受付番号１４番は、高館字甲花岡の田３筆、合計４，３１９㎡を１０年間、１０ａ当たり１０，０００円で経営規模拡大により新規設定するものです。 受付番号１５番は、青山の田２筆、合計４，９８６㎡を１０年間、１０ａ当たり１５，０００円で経営規模拡大により新規設定するものです。 受付番号１６番は、南中野字不動沢ノ上の畑３筆、合計１７，４３５㎡を５年間、１０ａ当たり５，０００円で経営規模拡大により新規設定するものです。 受付番号１７番は、浅瀬石字稲村の田３，１７２㎡を１０年間、１０ａ当たり１０，０００円で農地中間管理事業により新規設定するものです。 受付番号１８番は、松原の田２，４５７㎡を１０年間、１０ａ当たり１０，０００円で農地中間管理事業により新規設定するものです。 受付番号１９番は、ぐみの木北の田２筆、合計５，０１６㎡を１０年間、１０ａ当たり１２，０００円で農地中間管理事業により新規設定するものです。 受付番号２０番は、浅瀬石字広田の田２筆、合計１１，７５０㎡を１０年間、１０ａ当たり１０，０００円で再設定するものです。 受付番号２１番は、浅瀬石字扇田の田３，２６２㎡を１０年間、１０ａ当たり１０，０００円で再設定するものです。 受付番号２２番は、浅瀬石字扇田の田５，２８９㎡を５年間、１０ａ当たり１０，０００円で再設定するものです。 受付番号２３番は、三島字宮元の田４筆、合計４，４４２㎡を５年間、１０ａ当たり８，０００円で再設定するものです。 受付番号２４番は、青山の田５，５８１㎡を５年間、１０ａ当たり１５，０

	００円で再設定するものです。 受付番号２５番は、浅瀬石字川原田、扇田の田２４筆、合計２５，９２３㎡を１０年間、１０ａ当たり１５，０００円で再設定するものです。 （２）所有権移転です。 受付番号４番は、沖浦字大巻前の畑１，００１㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 受付番号５番は、赤坂字西田の田２筆、合計２，０６０㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 受付番号６番は、馬場尻下の田５，９２７㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 受付番号７番は、高館字甲花岡の田２筆、合計３，１３１㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 受付番号８番は、上十川字山元の畑、現況樹園地３筆、合計６，５９５㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議　　長 （職務代理者）	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委　　員	「なし」の声
議　　長 （職務代理者）	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議　　長 （職務代理者）	ご異議がありませんので、議案第１１号は、原案のとおり決定いたします。 ご協力ありがとうございました。 それでは、木立会長に議長をお願いします。 （佐藤秀利委員、木立康行会長、入室、指定席及び議長席に着く。工藤勝彦職務代理者、指定席に着く。）
議　　長	工藤職務代理者ありがとうございました。 次に、追加の議案書を配布いたします。 なお、追加の議案書は、総会終了後に回収いたしますので、ご了承ください。 また、市の人事異動内示発表が２３日ですので、それまでは口外しないようお願いいたします。 （追加の議案書を配布、人事異動対象職員は退室。） 議案第１２号「職員の任免について」を議題といたします。事務局の説明お願いします。

佐々木補佐	議案第１２号は、農業委員会等に関する法律第２６条第３項の規定により、別紙のとおり職員の任免について承認を求めるものであります。 別紙で説明いたします。 発令年月日は、平成２９年４月１日です。 任免の内容は、「任」市長事務部局から任用、事務局長（農林部長併任）、市長事務部局から任用・昇任、主幹・農政係長事務取扱、主事から昇任、主任主事、市長事務部局から任用、新採用・主事補の３人です。 「免」事務局長が市長事務部局へ出向、事務局長補佐・農政係長事務取扱が市長事務部局へ出向、早期退職３月３１日付けで２人です。 以上です。
議　　長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐山秀夫委員	事務局長についてですが、４・５年前に部長が併任したことがありましたが、併任が業務上好ましくないということから、併任を解き、専任の事務局長を配置したのに、また同じことを繰り返すのですか。
議　　長	そのことに関して、市長事務部局に農林部長が事務局長を併任する理由は何か、文書で問い合わせたところ、市からの回答は、当時は農林商工部長が併任であったが、商工観光課の業務との調整の中で不具合が生じる場面が多くなり、併任を解除したが、農林商工部を農林部と商工観光部に分割したことから、再度併任する余地が生じたとのことです。 また、機構改革で秘書課と人事課の統合、総務課長が選挙管理委員会事務局長の併任も行うこととしているとのことです。 私としては、専任の事務局長でお願いしたいと言いました。 また、過去に併任した例がなければ最後まで押し通すことも考えましたが、前例があることから押し切られました。
佐山秀夫委員	農林部長としての日程、事務局長としての日程、それ以上に職員も会長も苦労するのではないか、それを懸念して意見したものです。 新任の方は、以前どのような業務をされた方ですか。
議　　長	新採用で、今年大学を卒業と聞いております。
佐山秀夫委員	それでは、優秀な方ですね。期待しています。
佐藤米一委員	事務局長の併任は、過去に前例があるので、仕方がないということですね。
議　　長	そうです。その他、何かありませんか。
委　　員	「なし」の声
議　　長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

委員一同	「異議なし」の声
議　　長	ご異議がありませんので、議案第１２号は、原案のとおり決定いたします。 これで議案の審議は、終了いたしました。 以上で、平成２９年第３回黒石市農業委員会総会を閉会いたします。 午後１時５０分　　終了 黒石市農業委員会会議規則第２２条第２項の規定により、ここに署名押印する。 平成２９年３月１７日 議　　長　木立康行　㊞ 議事録署名者　渡辺会光　㊞ 議事録署名者　猪股俊来　㊞